

## 目黒区エコティクアウト推進補助金交付要綱

令和3年6月25日付け目環リ第450号決定  
令和4年5月10日付け目環リ第200号一部改正  
令和5年3月16日付け目環リ第1586号一部改正  
令和6年4月1日付け目環リ第5085号一部改正  
令和6年6月20日付目環リ第5426号一部改正  
令和7年4月1日付け目環リ第6625号一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、エコティクアウトを実施する事業者に対し補助金を交付することにより、ごみの発生抑制及びリユース意識の啓発を行い、使い捨てプラスチックの削減を推進することを目的とする。

### (通則)

第2条 この補助金の交付は、目黒区補助金等交付規則(昭和43年3月目黒区規則第6号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エコティクアウト テイクアウト等においてエコ容器包装又はリユース容器で食品の提供を行うことをいう。
- (2) エコ容器包装 紙・木・草・竹等の使い捨てプラスチックを使用しない素材でできた既製品の食品用容器又は包装をいう。
- (3) リユース容器 高温で殺菌及び洗浄することにより繰り返し利用できる素材でできた既製品の食品用容器をいう。

### (補助対象者)

第4条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる対象者は、目黒区内に店舗、施設等を有する法人、個人事業主、商店街又は団体のうち、次の要件を全て満たすもの(以下「対象事業者」という。)とする。

- (1) テイクアウト等において、使い捨てプラスチック容器包装に代わるものとしてエコ容器包装又はリユース容器を使用し、食品を提供する事業を行っている者
- (2) 同一年度内において既に補助金の交付決定を受けていない者
- (3) 区が作成した啓発物の配布及びステッカーの掲示に協力することができる者又は区と協議の上、これらに代わる措置をすることができる者

### (補助対象容器等)

第5条 補助対象容器、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表に定めるところによ

る。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象事業者は、指定期日までに補助金交付申請書

(別記第1号様式)に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めた場合は、速やかに補助金の交付決定を行い、当該対象事業者に対して補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

2 区長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、不適當と認めた場合は、当該対象事業者に対して補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金取下げ書(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助対象事業者は、第5条に規定する補助対象経費の支払い後、指定期日までに補助金実績報告書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により提出された補助金実績報告書を受理したときは、その内容の審査を行い、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第6号様式)により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助対象事業者は、補助金請求書兼口座振替依頼書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第12条 区長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、目黒区補助金交付規則及びこの要綱に違反していることが明らかになったとき。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、補助金取消決定通知書(別記第8号様式)により通知し、既に交付されている補助金の全部又は一部について返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第14条 区長は、補助金の交付の実施に必要な限度において、第6条の申請をした対象事業者に対し報告を求め、又は職員を店舗、施設等に立ち入らせ調査させることができる。  
(その他)

第15条 この要綱を運営する上で、必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

#### 付 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

付 則（令和4年5月10日目環リ第200号）

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

付 則（令和5年3月16日目環リ第1586号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年4月1日目環リ第5085号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和6年6月20日目環リ第5426号）

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

付 則（令和7年4月1日目環リ第6625号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象容器	補助対象経費	補助率	補助金の額
エコ容器包装	補助金の交付決定を受けた日の属する年度の4月1日から翌年の1月31日までの期間（以下「対象期間」）中に、エコ容器包装を購入するのに要した経費	10/10	<u>予算の範囲内において、補助対象容器ごとに算出した補助対象金額（補助対象経費に補助率を乗じた額をいい、30,000円を上限とする。）を合計した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助する。</u>
リユース容器	対象期間中に、リユース容器の購入・借上げに要した経費（補助対象者の過失による紛失や破損による弁償額を除く。）	10/10	